

	<p>① ものづくりマイスターの開拓 認定登録目標数は「2名」とする。 限られた登録者数となるため、職種を厳選した中でものづくりマイスターの掘り起しを行い、各技能士会、組合、団体等と連携した中で推薦により登録申請を行う。</p>
(2) ものづくりマイスター等への説明	<p>◇認定されたものづくりマイスター等には、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。 また、実技指導等の前には活動条件等について文章による説明を実施する。なお、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対しては、引き続きものづくりマイスターとして活動する意思があるか否かを確認し、活動する意志がない場合には、登録解除の手続きを行う。</p>
(3) 申請書類の取りまとめについて	<p>◇ものづくりマイスター等の認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し申請書類は当コーナーが取りまとめてセンターへ提出する。 申請書の取りまとめに当たっては、ものづくりマイスターの認定要件等を指導・確認し、円滑な認定申請を行う。</p>
(4) ものづくりマイスター等に対する研修について	<p>◇新たに認定されたものづくりマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。</p> <p>① 研修の開催頻度や時期 年1回程度を目安に講義形式により実施する。 実施時期を認定書授与後3ヶ月以内とし、年度内に修了認定者100%の指導体制を整える。</p> <p>②研修内容 必要に応じ個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を行う。</p> <p>③センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 ものづくりマイスターの参加勧奨を積極的に行う。</p>

3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務

実施要領	実施計画の内容
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等について	<p>◇コーナーにおける相談・援助 相談窓口においては、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に係る取組方法、訓練施設、設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行い、併せて協会のホームページに相談コーナーを設け、リアルタイムな窓口管理を実施する。</p>

	<p>① 学習内容を充実したものとするために、講習実施の必須条件として、実施前には受講者・ものづくりマイスター・当コーナーの三者で事前打合せを行い、受講者のニーズに沿った講習プログラムを構築し、実技指導講習会を実施する。</p> <p>②企業・工業高校等の要請に応じて、ものづくりマイスター等の派遣を行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p>	<p>◇ 中小企業事業主へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】 (目標)</p> <p>① 企業数 (中小企業) : 6 社 ② 受講者延べ人数 : 1 5 8 名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 6 7 人日</p> <p>◇ 団体・組合へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】 (目標)</p> <p>① 団体・組合数 : 1 4 団体・組合 ② 受講者延べ人数 : 3 0 5 名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 8 2 人日</p> <p>◇ 工業高等学校等へものづくりマイスターを派遣する。 【指導対象】 (目標)</p> <p>① 学校数 : 6 校 ② 受講者延べ人数 : 4 9 7 名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 6 3 人日</p> <p>◇ 小中学校へものづくりマイスターを派遣する。 ① 学校数 : 2 校 ② 受講者延べ人数 : 1 5 名 ③ マイスター派遣延べ人日 : 5 人日</p> <p>◇ 地域の公民館にマイスターを派遣する。 【指導対象】 (目標)</p> <p>① 施設数 : 1 施設 ④ 受講者延べ人数 : 1 5 名 ⑤ マイスター派遣延べ人日 : 5 人日</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>◇地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信 サポステから協力要請があった際は、可能な限り協力する。</p>
<p>(4) 熟練技能者等 (※) による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>◇ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者や、ものづくりマイスターの技能・指導レベルに次ぐ準熟練技能者を、派遣指導企業等に対し派遣指導を行い、若年技能者の育成に取り組む。 具体的には、ものづくりマイスターの認定職種以外の「日本料理」及び「フラワー装飾」の2職種で参加者を集い、熟練技能者</p>

(※)ものづくりマイスター認定者ではないが、それに準じる者	の派遣指導を行い若年技能者の育成に取り組む。
-------------------------------	------------------------

4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

実施要領	実施計画の内容
(1) 連携会議の設置	<p>◇当コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置し運営する。</p> <p><連携会議構成委員></p> <p>①鳥取労働局 ②鳥取県教育委員会 ③鳥取県商工労働部 ④鳥取県商工会議所連合会 ⑤鳥取県中小企業団体中央会 ⑥日本労働組合総連合会 ⑦高齢・障害・求職者雇用支援機構 ⑧鳥取県産業人材育成センター ⑨鳥取県技能士会連合会</p> <p>以上9団体で構成する。</p>
(2) 連携会議の開催回数等について	<p>◆ 開催回数：年間2回（6月・12月に開催する）</p> <p>◆ 議 題：</p> <p>①第1回目（6月開催） 各委員へ委託事業内容及び推進計画の説明を行い助言及び指導を頂きより効果のある事業推進内容を決定する。</p> <p>②第2回目（12月開催） 令和4年度11月30日現在の事業実施状況及び年間見込み等を連携会議に報告し、取りまとめる。 コロナ禍において集合型会議の開催が困難と判断した場合は、書面送付にて代用とする。</p>

5. 全国斉一的な事業展開の担保

実施要領	実施計画の内容
(1) 全国会議の開催等によるセンター・コーナー間の強化等について	<p>◇本事業の円滑な業務指導の実施、業務調整等を図り全国斉一的な事業展開ができるよう対応する。</p> <p>なお、全国斉一的な事業展開は、緊急に対応するものについても含まれる。</p>

6. その他

実施要領	実施計画の内容
(1) 地域に対するサービス提供方法について	◇鳥取県職業能力開発協会に当コーナーを設置する。